用を受けたものに限る。以下同じ）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理支所長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満であるものを除く。

特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山事業の地すべり防止工事（集水井工、アンカー工、杭工、排水トンネル工等）又は林道事業のトンネル開設工事（ＮＡＴＭ工法）

⑹　当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法に基づき当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士の資格を有する者又は、これと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成12年４月１日から平成27年３月31日までの間に上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員が国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事現場に専任で配置し得ることとし、うち一人の者が上記の要件を満たしていること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　森林管理局長等が発注した工事で、平成25年４月１日から平成27年３月31日までの２年間に完成・引渡しが完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。

⑽　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑿　建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。また、特定建設工事共同企業体として資料を提出する場合は、特定建設共同企業体の資格審査通知を受けた者の本店が、下記の区域内であること。

Ａ・Ｂ等級の者：四国全域

⒀　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務。

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務。

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務。

３　競争参加資格の確認等

⑴　本競争の参加希望者は、２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

⑵　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成27年６月26日から平成27年７月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日等」という。）の９：00～17：00（持参の場合は９：00～12：00及び13：00～17：00）まで。

②　提出場所　〒780―8528 高知県高知市丸ノ内１－３－30　四国森林管理局経理課内契約適正化専門官　電話：088―821―2011

③　その他　電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に承諾書を添付し、持参又は郵送等（配達証明のできるものに限る）すること。

⑶　技術提案書等は入札説明書により作成すること。

⑷　上記⑵に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

４　施行体制確認型総合評価落札方式に関する事項

⑴　施行体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施行体制確認型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

②　２の⑹の技術提案と資料で示された実績等により最大30点の加算点を与える。

③　４の⑵の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

②　技術提案に関する事項（施工計画（簡易型）に関する事項）

様式４－１には、施行計画上の考慮事項（実施手順等）の妥当性、様式４－２には、発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性「覆工コンクリートのクラック防止対策及び施工時の安全対策について」への対応、様式４－３には、部材・工法等の品質の確認方法・管理方法の適切性をそれぞれ記載すること。

また、様式５には工事の工程等を記載すること。

③　企業の施工実績に関する事項

④　配置予定技術者の能力に関する事項

⑤　地域への貢献度に関する事項

※①の項目で最大30点の施行体制評価点、②の項目で最大10点、③から⑤の３項目で最大20点の加算点とする。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点と加算点を加えた点数を入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、予定価格が１千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を